

# 営業時間外におけるスペース活用（現存する給油取扱所の事業継続に係る各方策）

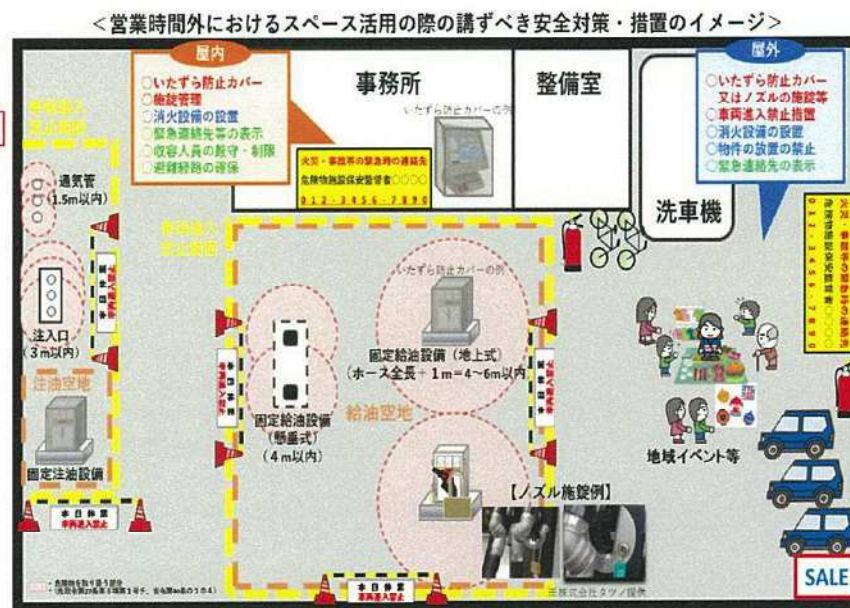
## 背景等

- 給油取扱所は、危険物の適切な貯蔵・取扱いをはじめ、敷地内の適切な安全管理により安全を担保。
- 社会情勢の変化により、給油取扱所を地域の拠点として、営業時間外にも給油以外の業務を行いたい要望。
- 事故防止の観点から、ハード・ソフトの両面から、①車両衝突・いたずら等による事故等の防止、②火災等緊急時の措置、③避難及び連絡体制等の安全管理策を検討。

## 安全対策の技術的検討

### 【物的（ハード）対策】

- いたずら・給油設備等の誤作動の防止措置 [屋内/屋外]
- 利用に供さない部分の施錠 [屋内/屋外]
- 危険物を取り扱う部分への進入禁止措置 [屋外]
- 消火器等消火設備の設置 [屋内/屋外]
- 緊急時の対応に関する表示 [屋内/屋外]



### 【人的（ソフト）対策】

- 不必要な物件の放置禁止 [屋外]
- 危険物保安監督者等給油取扱所関係者の立会い
- 避難経路の確保 [屋内]
- 利用用途の制限
  - ☞ 避難困難となりうる用途を避ける
- 収容人員又は利用者数の制限・管理
  - ☞ 確実な避難対策
- 給油取扱所と施設利用者（イベント等主催者）側との間における責任関係の明確化

- 危険物の適切な貯蔵・取扱い等の管理のため、ハード・ソフトの両面から安全管理が行えることを前提に、店舗、飲食店又は展示場（と類する）用途に係る業務について、営業時間外の活動を認める。
- 予防規程又は予防規程に関連する文書への記載。
- 祭礼・イベント等の一時的な対応は、上記対応と同等の対応に加え、届出による当該利用の把握及び防火管理の徹底（火災予防条例（例）第5章の2の例など）が必要。
- 危険物保安監督者等において、当該施設の危険物保安を行うこと。